

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注 登録者数が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準に満たない場合	注 事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注 過少サービスに対する減算
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	要介護1 (11,505 単位)		×70/100	×70/100	×90/100
	要介護2 (16,432 単位)				
	要介護3 (23,439 単位)				
	要介護4 (25,765 単位)				
	要介護5 (28,305 単位)				
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)					
ハ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)				
ニ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)				
ホ 事業開始時支援加算 (1月につき 500単位を加算)					
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×42/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)				
： 事業所開始時支援加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (805 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位			
		要介護2 (843 単位)							
		要介護3 (868 単位)							
		要介護4 (886 単位)							
		要介護5 (904 単位)							
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (792 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (830 単位)							
		要介護3 (855 単位)							
		要介護4 (872 単位)							
		要介護5 (890 単位)							
ロ 短期利用共同生活介護費 (1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (835 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (873 単位)							
		要介護3 (899 単位)							
		要介護4 (916 単位)							
		要介護5 (934 単位)							
	(2)短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (822 単位)				1日につき +25単位			
		要介護2 (860 単位)							
		要介護3 (886 単位)							
		要介護4 (903 単位)							
		要介護5 (920 単位)							
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 80単位を加算)						
			(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)						
			(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)						
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)									
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 39単位を加算)									
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))									
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)						
			(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)						
ト サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算)						
			(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)						
			(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)						
チ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)	注 所定単位は、イからまでにより算定した単位数の合計					
			(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +(1)の90/100)						
			(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(1)の80/100)						

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。